
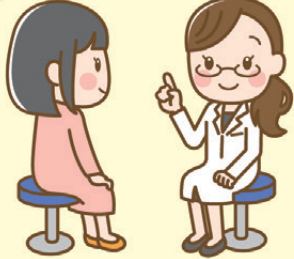



# 4月 イベントカレンダー

<p><b>1日(月)~30日(水)</b></p> <p>20歳未満飲酒防止 強調月間 (P.24)</p> 	<p><b>7日(日) 13日(土) 18日(木) 27日(土)</b></p> <p>マイナンバーカード休日夜間 対応窓口および諸証明休日 発行窓口 (P.28)</p> 	<p><b>9日(火)</b></p> <p>ひきこもり 家族の会 (P.24)</p> 
<p><b>10日(水) 21日(日)</b></p> <p>まちかど 保健室 (P.23)</p> 	<p><b>16日(火)</b></p> <p>健康づくりリーダーによる 健康体操講座 (P.23)</p> 	<p><b>21日(日)</b></p> <p>家族体力 つくりの日 (P.19)</p> 

## まちの人口と世帯 ー令和6年2月29日現在ー

人口 43,948 人(-27) 男 22,063 人(-35) 女 21,885 人(8) 世帯数 18,567 世帯(-5) ( )内は対前月比

## 町内の交通事故状況(2月)

死亡 0人(0人) 重傷 0人(0人) 軽傷 11人(134人) ( )内は令和5年度の累計

## 課名変更のお知らせ(債権管理課 ☎0561-56-0726)

4月1日から「収納課」を「債権管理課」に名称変更しました。

債権管理の窓口が統一されましたので、町税や保険料などの納付に関する相談などは債権管理課にお願いします。

## 東郷町税等納期限一覧

納期月	納期限	町県民税 (普通徴収)	軽自動車税 (種別割)	固定資産税 都市計画税	国民健康 保険税 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)	下水道事業 受益者 負担金	保育料
4月	4月30日(火)	—	—	1期(一括)	—	—	—	—	4月

注 納期限を過ぎると延滞金が加算されます。また、納期限を過ぎても納付がない場合は、督促状が送付されます。

注 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合は、財産調査や滞納処分(差押等)の対象となります。

注 金融機関で大量の硬貨を使用して納付する場合、取扱手数料が発生する場合があります(詳しくは各金融機関へお問い合わせください)。

### ※スマートフォン決済で納付ができます。

納付書に記載された納期限内であれば、電子決済アプリ [LINE Pay] [PayPay] [PayB] [auPay] [FamiPay] [d払い] で時間と場所を選ばず町税や保険料などを納付できます。

**対象** 町県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、保育料

**必要** スマートフォンなどのモバイル端末、納付書(バーコードの印字があるもの)

**方法** 事前に登録した電子決済アプリにより、スマートフォンなどのカメラで納付書に印字されているバーコードを読み取り、納付手続きをします。スマートフォン端末などのインターネット接続費用やパケット代は利用者負担です。

